

地方自治法改正案の審議促進・早期成立について

今国会に政府が提出している地方自治法の改正案においては、長による臨時会の招集、専決処分等における不適切な運用を是正するとともに、通年会期の導入、委員会制度に関する条例事項の拡大など地方議会の運営に関して自主性・自律性を高めることにより議会審議の実効性を確保し、ひいては住民自治を充実させるための改正内容が盛り込まれている。

一方、会議への長の出席義務等について一定のルールを導入するなど議会と長の関係に配慮した内容となっている。

今回の改正は、新たな時代の地方議会のあり方を目指して地方制度調査会等において2年にわたり議会三団体も参加して議論してきた結果であり、改正法の早期成立が望まれる。

よって、議会三団体は地方自治法改正案の国会審議の促進・早期成立を強く要請する。

また、これまで議会三団体が要請してきた地方議会議員の位置付けの明確化及び政務調査費等活動基盤の充実を始め、更なる議会機能の強化についても併せて実現を図っていただきたい。

平成 24 年 4 月 5 日

全国都道府県議会議長会

会 長 山 本 教 和

全国市議会議長会

会 長 関 谷 博

全国町村議会議長会

会 長 高 橋 正